

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月28日

【会社名】 株式会社北洋銀行

【英訳名】 North Pacific Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石井 純二

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011) 261 - 1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤井 文世

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011) 261 - 1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤井 文世

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1【提出理由】

平成25年6月26日開催の当行第157期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 配当財産の種類

全種類の株式について金銭といたします。

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき金 1.5円 総額 598,319,640円

第1種優先株式 1株につき金 3.65円 総額 730,000,000円

ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日

普通株式 平成25年6月27日

第1種優先株式 平成25年6月26日

第2号議案 自己株式（優先株式）取得枠の設定の件

自己株式（優先株式）取得枠を以下の内容にて設定するとともに、第1種優先株式を有している株式会社整理回収機構に対してのみ会社法第158条第1項による通知を行うことを承認するものであります。

取得する株式の種類	第1種優先株式
取得する株式の数	上限 60,000,000株 (発行済第1種優先株式総数に対する割合30.0%)
株式の取得対価の内容	金銭
株式の取得価額の総額	上限 36,000,000,000円
株式を取得できる期間	本定時株主総会終結の時から1年間

第3号議案 取締役14名選任の件

横内龍三、石井純二、柴田 龍、関川峰希、滝川 幹、中村栄作、永島雄二、荒井 覚、藤井文世、桶谷 満、高橋正幸、馬杉榮一、山崎 駿及び豊岡孝章を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

嵐田 昇及び下村幸弘を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	3,378,975	14,295	5,017	(注) 1	可決 94.97
第2号議案 自己株式(優先株式)取得枠の設定の件	3,390,712	1,504	6,071	(注) 2	可決 95.30
第3号議案 取締役14名選任の件					
横内龍三	3,305,762	87,507	5,017	(注) 3	可決 92.91
石井純二	3,383,889	9,381	5,017		可決 95.11
柴田 龍	3,381,093	12,177	5,017		可決 95.03
関川峰希	3,380,988	12,282	5,017		可決 95.03
滝川 幹	3,381,093	12,177	5,017		可決 95.03
中村栄作	3,380,936	12,334	5,017		可決 95.02
永島雄二	3,385,719	7,551	5,017		可決 95.16
荒井 覚	3,385,848	7,422	5,017		可決 95.16
藤井文世	3,385,749	7,521	5,017		可決 95.16
桶谷 満	3,385,663	7,607	5,017		可決 95.16
高橋正幸	3,385,816	7,454	5,017		可決 95.16
馬杉榮一	3,388,821	4,449	5,017		可決 95.25
山崎 駿	3,388,871	4,399	5,017		可決 95.25
豊岡孝章	3,385,704	7,566	5,017		可決 95.16
第4号議案 監査役2名選任の件				(注) 3	
嵐田 昇	2,653,967	739,298	5,017	(注) 3	可決 74.59
下村幸弘	3,165,278	227,986	5,017		可決 88.96

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合につきましては、本総会前日までに事前行使された議決権(事前行使をしたが当日出席した株主の議決権を含みません。)の数に、当日出席した株主の議決権数を加えた数を分母として算出しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権の数及び本総会当日に出席し、各決議事項に対する賛否を確認できた株主の一部が行使した議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛否を確認できなかった議決権の一部を集計しておりません。

以上